

令和5年度

第2回

東京都再犯防止推進協議会実務者会議

令和5年10月16日（月曜日）

東京都生活文化スポーツ局

## 午後 3 時開会

○事務局 事務局です。東京都生活文化スポーツ局都民安全推進部共生社会担当の沖野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、オンラインにてご参加の皆様にご案内申し上げます。操作でご不明な点等がございましたら、チャット機能又は電話等の方法により事務局までお知らせください。また、ご参加の間マイクはミュートにご設定いただきまして、ご発言の際はミュートを解除していただきますようお願いいたします。

なお、本日の会議は公開での開催となります。会議終了後に改めて議事録を作成いたしますが、こちらにつきましてもご発言の内容を発言者の皆様にご確認いただいた後、公表させていただきますので、あらかじめご承知おきくださいませ。それでは、開会まで今しばらくお待ちください。

○共生社会担当課長 それでは、定刻となりましたので令和 5 年度第 2 回東京都再犯防止推進協議会実務者会議を開催いたします。私は、本日の司会を務めます東京都生活文化スポーツ局都民安全推進部共生社会担当課長、宮澤と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、まず、当会議の座長を務めます生活文化スポーツ局治安対策担当部長の米今よりごあいさつ申し上げます。

○治安対策担当部長 東京都生活文化スポーツ局治安対策担当部長の米今でございます。本年度第 2 回の実務者会議の開会に当たりまして一言ごあいさつ申し上げます。

委員の皆様には、ご多忙のところ本実務者会議にご参加いただき厚く御礼申し上げます。既にご案内のとおり、今年度は令和 6 年度から 5 か年を計画期間といたします第二次東京都再犯防止推進計画の策定に向け、検討を進めているところでございます。本年 8 月に開催した第 1 回実務者会議において、第二次計画に掲げる予定でございます重点課題の中から 2 点を取り上げ、都における具体的な取組のご報告及び関係機関によるご発表を行い、それらを基に第二次計画の内容についてご議論いただいたところでございます。

その後、本議論と 6 月の協議会における協議等を反映した第二次東京都再犯防止推進計画（案）を作成し、その計画案を協議会及び実務者会議の委員の皆様にお示ししました。8 月の第 1 回実務者会議でご協議いただいた重点課題等も含め、計画案全体について再度ご意見を賜り、皆様にもご確認をいただきながら第二次計画（案）を作成いたしました。

本日の会議では、この計画案を説明させていただき、本計画案をパブリックコメント前の計画案としてお諮りしたいと考えております。委員の皆様にはご協力にお力添えをいただきますようよろしくお願いいたします。都内における再犯防止施策の推進、そして安全で安心して暮らせる社会の実現に向け、実効性のある計画を策定していきたいと考えております。

以上で私のごあいさつとさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○共生社会担当課長 それでは、協議事項に入ります前に資料の確認及び出席者の説明をさせていただきます。

本日の資料は、議事次第、出席者名簿、第二次東京都再犯防止推進計画（案）について、協議会設置要綱及び実務者会議組織運営要領でございます。

また、委員の方には計画の原稿案をお送りしています。

資料は画面上に表示いたします。

出席者につきましては、名簿のほうをご覧ください。

それでは、協議事項に入ります。本日の協議事項は、「第二次東京都再犯防止推進計画（案）について」でございます。では、事務局からご説明いたします。

○事務局 事務局の東京都生活文化スポーツ局都民安全推進部の沖野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。私のほうから説明させていただきます。まず資料を共有させていただきます。

私から、第二次東京都再犯防止推進計画（案）についてご説明させていただきます。

まず、第二次東京都再犯防止計画の策定に係るこれまでの検討経過についてご説明いたします。まず検討のスタートとしまして、本年6月に開催した再犯防止推進協議会において当方から第二次計画の素案についてご説明を差し上げまして、皆様にご協議いただいたところです。その後、本年8月に開催した実務者会議において、第二次計画に掲げる予定である重点課題の中から2点を取り上げ、都における具体的な取組のご報告及び関係機関によるご発表を行い、その内容を第二次計画にいかん反映させるかについてご議論いただきました。その後、協議会、実務者会議における協議等を反映した第二次東京都再犯防止推進計画（案）を事務局において作成し、その計画案を協議会及び実務者会議の委員の皆様にお示ししました。お示した案をご確認いただきまして、第1回実務者会議でご協議いただいた重点課題以外の重点課題等も含めまして、計画案全体について再度ご意見を賜り、皆様にご確認をいただきながら当方にて第二次計画（案）を作成いたしました。

本日の会議では、この計画案をご説明させていただき、本計画案をパブリックコメント前の計画案としてお諮りしたいと考えております。

今後の予定といたしましては、10月31日に親会議である第2回協議会を開催しまして、本協議会において同計画案をお諮りしたいと考えております。

その後、12月にパブリックコメントと議会への説明を行いまして、その結果を反映した計画案を令和6年1月の第3回協議会でお示しさせていただき、ご承認を得た上で計画を確定させる予定です。

第3回協議会は書面開催にて実施する予定となっております。

それでは、第二次東京都再犯防止推進計画（案）について説明するのですが、まず、本年8月に実施しました第1回実務者会議の結果概要を説明いたします。

本会議において、第二次計画策定に向けた検討を行いました。第二次計画に掲げる予定である重点課題の中から2点を取り上げ、東京都における具体的な取組のご報告及び関係機関によるご発表を行い、その内容を第二次計画にいかに関反映させるかについてご議論いただきました。

重点課題1、就労・住居の確保等のための取組のうち就労の確保等に関しまして、東京都の産業労働局から東京都認証ソーシャルファームについて、また重点課題6、再犯防止のための連携体制の整備等のための取組のところ、ここに関しましては八王子市様から、八王子市の再犯防止の取組について、それぞれご説明をいただきました。

まず、東京都産業労働局からご説明いただいた東京都認証ソーシャルファームについて、私のほうから簡潔にご説明させていただきます。

ソーシャルファームとは、一般的な企業と同様に、自律的な経営を行いながら就労に困難を抱える方が必要なサポートを受け、他の従業員と共に働いている社会的企業という形で定義されております。

条例に基づいて東京都のソーシャルファームを認証しておりますが、認証の要件が大きく3つございます。まず1つ目が事業からの収入を主たる財源として運営をしていること。補助金といった支援等に頼らずに、企業様の営業活動の中で生み出した資金で運営していることが1つ目の条件となっております。2点目は、就労困難者と認められる方を相当数雇用していることです。3点目は、職場において就労困難者と認められる方が他の従業員の方と共に働いていること、この3点が認証の要件となっております。

続きまして、就労に困難を抱える方の具体的な事例ということで2つご紹介させていただきます

ます。

事例の1は、発達障害がある方になります。理由として、障害の特性から同時に並行して2つ以上の仕事を行うことができないであるとか、また、1つのことに集中し過ぎてしまって疲れやすい、そういった状況からなかなか一般の就労が難しいという状況に置かれた方です。そういった方につきましては、やはりご本人の希望も配慮いただきたい事項として、「業務の優先順位を決めて業務を行えるような環境を用意してほしい」であるとか、また、「長時間勤務が難しいので定期的に休憩が欲しい」であるとか、そういった実情に配慮すべき支援が必要だろうということで就労困難者と認められております。

もう一つの事例が刑務所出所者の方です。雇用されることについて、「企業の他の従業員様からの理解が得づらい」であるとか、また、「出所してすぐに働きたいが、住まいがなかなか見つからない」、「生活基盤が整っていない」、こういった点を配慮してくださいという話がございまして、同僚の方の理解であるとか、住居の確保、そういった点が配慮すべき実情として認められるでしょうということで就労に困難を抱える方と認められて、今ソーシャルファームの中でご活躍いただいております。

次に、ソーシャルファーム創設の流れと支援についてご説明いたします。東京都では、ソーシャルファームの検討を始めていただいた事業者様を対象に、検討期から創設の準備段階、最終的にソーシャルファームと認証された後の運営の時期、この3つの時期に各々に応じた支援策を準備させていただいております。かなり初期段階から伴走型という形で支援をさせていただいております。

こちらは事業者様向けの資料でもございますが、運営費等補助金も潤沢に補助いたしますという形の資料になっております。

次に、現在の認証の状況ですが、令和2年度から募集を開始いたしまして、令和2年度末に全国初の認証ソーシャルファームが初めは3事業所誕生いたしました。そこから毎年、募集、認証ソーシャルファームの公表という流れを繰り返しまして、令和5年9月30日時点、直近で36の事業所をソーシャルファームとして認証しております。

併せて、ソーシャルファームの計画を認証させていただく予備認証という区分も設けており、予備認証を受けて認証に向けて取組をしている事業者様が10ありまして、令和5年9月30日現在、合計46の事業所にソーシャルファームとして活動いただいております。

以上が東京都認証ソーシャルファームについてのご説明になります。

次に、八王子市様からご説明いただいた八王子市の再犯防止の取組についてご報告いたします。

まず、八王子市の再犯者率についてですが、ご覧のとおり増加傾向にあると認識しております。

続きまして、八王子市では、市の再犯防止推進計画を進めていくために再犯防止推進会議を年に2回のペースで開催しております。構成メンバーにつきましては、更生保護団体である保護司会、BBS会などに加えて、東京保護観察所の立川支部、市内の矯正施設である多摩少年院や市内の更生保護施設も参加いただいているところが特徴となっております。

次に、八王子市の再犯防止の取組についてご説明いたします。まず、多摩少年院と連携した取組でございます。多摩少年院は、八王子市に所在する矯正施設でございます。市側の、市の再犯防止推進計画策定を契機に取組を推進していきたいとする思いと、多摩少年院側につきましても、地域の理解の促進等のために多摩少年院の外へ出た活動を求めていましたので、意見交換を行いまして取組につなげてございます。

まず多摩少年院の活動を紹介するパネル展示です。展示の中身自体は多摩少年院側が作成をして、パネルと場所を八王子市様が用意しております。

続きまして、法務教官による特別授業になります。市立の小中学校のセーフティー教室というものがございまして、その枠組みを活用した法務教官による特別授業を実施します。この授業は、今年度秋から3校で実施を予定しております。

続きまして、在院者による市営霊園での花壇整備になります。この取組は、計画策定の前から行われております。現在は、市営霊園の花壇に出所、出院間近の在院者の方が教官と一緒に来て、教官の指導を受けながら季節ごとに年数回整備をしております。

続きまして、社会を明るくする運動になります。社会を明るくする運動につきましては、駅前での一斉活動でありますとか、作文コンテストを中心としたホールイベントなどを中心に実施しております。

八王子市様におきましては、昨年からサッカーのJ1リーグのFC東京に参加してもらっているところです。今年度のホールイベントにつきましては、多摩少年院が創立100周年を迎えましたので、多摩少年院の院長様とFC東京の石川直宏元選手に講演をしていただいたとのことです。

続きまして、キッズパトロール防犯教室です。こちらは、八王子市様が警察と連携して行っ

ている事業になります。子供たちの夏休みを利用して、防犯パトロールカーに乗車しながら防犯の広報を呼び掛ける取組になってございます。補導されたり、警察にお世話になってしまった子供に参加してもらいまして、防犯活動を通じて立ち直りを支援する、そういった取組になってございます。

最後に、市の職員向けの取組としまして、職員研修になります。市の計画策定の1年目につきましては、全職員を対象とした再犯防止の基礎研修を行いました。

2年目に当たる昨年につきましては、都の区市町村向け再犯防止研修会、私どものところでやっているものを活用いただきまして、再犯防止と関連の深い所管の職員を対象に研修を行ったところです。

以上が八王子市の再犯防止の取組についてのご説明になります。

続きまして、以上の2つの発表を踏まえて第1回実務者会議で賜ったご意見について説明させていただきます。

まず1つ目です。東京都の認証ソーシャルファームのご報告を踏まえまして、法務省の東京保護観察所の猪間委員からご意見をいただきました。

「東京都認証ソーシャルファーム自体は大変有意義な事業である。ただし、就労の確保であったり、住居の確保など、再犯防止推進に係る各具体的な取組について、国、地方公共団体、民間支援機関等、各々のこういった有意義な取組が、各主体間で適時適切に共有されていないのではないか。本協議会、実務者会議に限らず、既存の協議会等、多様な場を活用して情報共有の推進、連携の強化を促進することができれば、各取組の効果が一層高まる。」というご意見でした。

そこで、現在作業中の第二次東京都再犯防止推進計画（案）の各取組に関連する各種の協議会の一部を、表のとおり整理させていただきました。ご覧のとおり就労、保健医療・福祉サービス、薬物依存を有する者への支援など、各取組について関連協議会が運営されておりまして、各々に法務省、東京都、民間機関など関連主体が参加しております。例えば一番上の刑務所出所者等就労支援事業協議会につきましては、参加者の欄に東京都と記載させていただいておりますが、私ども生活文化スポーツ局と産業労働局が参加しております。こうした場を活用しまして、有意義な取組の最新情報を積極的に共有して連携を模索することができれば、各主体の各取組が一層促進されると思われまます。お示した協議会に限らず多様な場を活用して、各主体が積極的に情報共有の推進、連携の強化を図ることが再犯防止の推進にとって大変有意義で

す。

そこで、本意見を踏まえた計画案の修正といたしまして、本年6月に実施した第1回協議会でお示ししました「第二次計画策定に向けた基本的な方向性」の①について、修正案をご提案させていただきます。

各主体のさらなる連携強化について、より具体的に記載し、かつ、その結果、各取組を効果的に推進する旨も明記いたしました。本方向性は、就労の確保、住居の確保、高齢者又は障害のある者等への支援、薬物依存を有する者への支援等々、全ての具体的な取組に共通して必要となる重要な視点であると認識してございます。

もう一つの意見としまして、八王子市様の再犯防止の取組についてのご発表を踏まえて協議を行う中で、八王子市生活安全部の昆課長様からご意見をいただきました。

「区市町村の再犯防止推進の取組について、区市町村様には再犯防止に関する情報やノウハウ、専門知識が不足しているため、なかなか単独で再犯防止の推進に取り組むことが難しい。他の自治体の先進的な取組事例や計画策定の経緯などについて情報共有を推進してほしい。また、区市町村が継続して再犯防止に取り組むためには専門性を持った職員育成や体制の整備、強化が必要である。」というご意見でした。

本意見の趣旨に関連して、今年の3月に私どもの計画に先んじて策定されました第二次国計画において、初めて都道府県の役割が示されたところです。ご覧のとおり2行目の終わりから始まるところで、「市区町村に対する必要な支援や域内のネットワークの構築に努める」と明記されております。東京都は、広域自治体として本役割を果たす立場にあると認識してございます。そこで本意見を踏まえた計画案の修正といたしまして、「第二次計画策定に向けた基本的な方向性」の③について修正案をご提案させていただきます。

広域自治体としての役割を踏まえ、区市町村に対する支援の内容をより具体的に記載させていただきました。課題を抱える区市町村のニーズに応えていくことで各区市町村の再犯防止推進に向けた取組を後押しして、もって、区市町村と共に息の長い支援を実現していくことを明確に書き込ませていただきました。本方向性は、広域自治体である東京都の計画として踏まえるべき重要な視点であると認識してございます。

ご覧のとおり、第1回実務者会議の協議を踏まえまして、第二次計画（案）に対する大きな修正として、「第二次計画策定に向けた基本的な方向性」の①と③を、より実態に即した記載に修正させていただきました。この基本的な方向性の修正に伴いまして、計画案の具体的な取



組をお示しのとおり修正いたしましたのでご報告いたします。

また、本年8月に実施した第1回実務者会議の後に、第1回実務者会議でご協議いただいた重点課題以外の重点課題等も含めて、計画案全体について再度協議会と実務者会議の委員の皆様からご意見を賜りました。その際、必要な時点更新や直近に開始された取組も漏れなく計画案に反映いたしましたのでその旨ご報告いたします。

以上で第二次東京都再犯防止推進計画（案）についての説明を終わります。皆様におかれましては、会議へのご参加及び各調整へのご対応、本計画案の検討にご尽力いただきまして誠にありがとうございました。この場を借りまして改めて御礼申し上げます。

皆様のお手元には、本日の会議資料として全ての修正を反映した計画案の本文もお示ししてございます。本日、本計画案をパブリックコメント前の計画案としてご承認賜りたいと考えております。本承認が実質上、実務者会議における第二次東京都再犯防止推進計画（案）の承認となります。それでは、ご審議のほどどうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○共生社会担当課長 それでは、ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等がございましたらご発言いただきたいと思います。存じます。

ご発言の際には、挙手機能にてお知らせ願います。

では、石田先生、よろしく願います。

○石田委員 はい、ご説明ありがとうございます。ただ今ご説明賜りました「第二次計画策定に向けた基本的な方向性」に、縷々ご反映いただきましてありがとうございます。こちらの③についてなのですが、冒頭の「犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく生活の安定が図られるよう」という部分が削除されていますけれども、こちら何か理由がありますでしょうか。

○共生社会担当課長 では、事務局のほうで願います。

○事務局 はい、事務局の沖野です。確かに、こちらの部分は目的のところを明確に表したもののなんですが、少し長くなるかなという理由で割愛したところなので、戻すほうがいいのかも思っていないかと思っていたところではあります。石田先生、いかがでしょうか。

○石田委員 もしよろしければなのですが、今申し上げた部分を残したほうが意図する方向性が分かりやすく、趣旨が明確になるかなと思います。

○事務局 ありがとうございます。承知しました。確かに、戻しても、①と比べても特段長くな

るというものでもないと思いますし、「犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく生活の安定が図られるよう」という部分が明確にその目的を示しているということもあるので、消線を戻してここを復活させた形で10月31日の協議会に計画案として示させていただくという事でいかがでしょうか。

○石田委員 ありがとうございます。

○共生社会担当課長 他のご意見、ご質問等があればお願いします。東京都社会福祉協議会さん、お願いします。

○森委員 はい、東京都社会福祉協議会の森です。ちょうど石田委員と同じところを質問しようと思っていたところでした。区市町村の地域福祉計画策定をすすめる中で、再犯防止の計画を地域福祉計画の中に取り込む区市町村が増えており、担当者の方がすごく苦労しているなというふうに感じているところです。ちょうど石田委員からご指摘いただいた部分の表現も、区市町村の計画段階のところでなかなか練られた言葉が書けなくて困っているということがあったので、これについてはぜひ戻していただいたほうがいいかなと私も思ったところです。

○事務局 ありがとうございます。事務局の沖野です。全くおっしゃるとおりだと思います。より方向性が明確になるというふうに私どもも考えますので、ここは戻させていただいて、「犯罪をした者等」から「安定が図られるよう」のところまでを戻して、これを31日の協議会に出させていただこうと思います。

○共生社会担当課長 他にご意見、ご質問等がございましたらよろしくお願いします。

今、基本方針のところは話題になったわけですが、それ以外のところにつきましても、もしあればご意見、ご質問等をよろしくお願いします。

それでは、他にご意見等がございませんので、本日いただきましたご意見を踏まえ、今ご指摘いただきました修正点を加えまして、その計画案をご承認いただけますでしょうか。ご異論等がございましたらご発言いただきたいと思います。

それでは、ご承認を賜りましたので、本計画案を第2回東京都再犯防止推進協議会にお諮りしたいと存じます。

○事務局 ありがとうございます。

○共生社会担当課長 最後に、先ほどの説明にもございましたが、計画策定に向けた今後のスケジュールについてご案内させていただきます。

10月31日に第2回東京都再犯防止推進協議会を開催いたします。協議会で計画案について

ご承認いただいた後、庁内での手続を経まして12月のパブリックコメント、意見公募と都議会への説明を行う予定でございます。その結果を踏まえまして、令和6年1月に第3回協議会を書面開催にて行いまして、計画案の確定版についてご承認いただければと考えています。

本日、予定しました議題は以上になります。本日の議事につきましては、後日、ご発言いただきました皆様に議事録をお送りし、内容をご確認いただいた後、公表させていただきます。

全体を通じてご質問等ございますでしょうか。

何か他にございましたら後日、事務局に電話、メール等でご連絡いただければと思います。

今回の会議をもちまして、今年度の東京都再犯防止推進協議会実務者会議は終了となります。委員の皆様には、多大なご協力をいただきまして誠にありがとうございました。

それでは、以上をもちまして令和5年度第2回東京都再犯防止推進協議会実務者会議を閉会いたします。本日は、ご出席いただき誠にありがとうございました。オンライン参加の皆様は退室ボタンによりご退室ください。本日はありがとうございました。

午後3時40分閉会